

平成30年12月11日

浜松市議会総務委員会

委員長 黒田 豊 様

発議者 浜松市議会総務委員会

委員 高林



修正案の提出について

第180号議案浜松市区の再編に関する住民投票条例の制定についてに対する修正案を、会議規則第92条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

(別紙)

第 180 号議案浜松市区の再編に関する住民投票条例の制定についてに対する
修正案

浜松市区の再編に関する住民投票条例の一部を次のように修正する。

| 原案 | 修正案 |
|---|--|
| <p>(住民投票)</p> <p>第 2 条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。</p> <p>(1) 平成 33 年 1 月 1 日までの間において市長が示す時期に行う区の再編に対する賛否（以下「設問 1」という。）</p> <p>(2) 設問 1 で賛成する場合において、市長が示す区<u>の再編の案</u>に対する賛否（以下「設問 2」という。）</p> <p>2 市長は、<u>前項第 1 号</u>に規定する市長が示す時期及び同項第 2 号に規定する市長が示す区<u>の再編の案</u>を定めたときは、速やかにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(住民投票)</p> <p>第 2 条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。</p> <p>(1) 平成 33 年 1 月 1 日までの間において市長が示す時期に行う<u>3 区案（天竜区、浜北区及びその他の 5 区を合区した区の 3 区に再編する案をいう。）</u>による区<u>の再編</u>に対する賛否（以下「設問 1」という。）</p> <p>(2) 設問 1 で<u>反対</u>する場合において、<u>平成 33 年 1 月 1 日までの間において市長が示す時期に行う区の再編</u>に対する賛否（以下「設問 2」という。）</p> <p>2 市長は、<u>前項各号</u>に規定する市長が示す時期を定めたときは、速やかにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(投票の方法)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 投票人は、投票所において、投票用紙の設問 1 の選択肢から一つを選択するとともに、当該選択肢において<u>賛成</u>を選択した場合にあっては、更に設問 2 の選択肢から一</p> | <p>(投票の方法)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 投票人は、投票所において、投票用紙の設問 1 の選択肢から一つを選択するとともに、当該選択肢において<u>反対</u>を選択した場合にあっては、更に設問 2 の選択肢から一</p> |

つを選択し、それぞれ投票用紙の所定の欄に○の記号を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

(無効投票)

第11条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1)・(2) (略)

(3) 投票用紙の設問1の選択肢のうち反対に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢に対して○の記号を記載したもの

(4) 投票用紙の設問1の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの

(5) 投票用紙の設問1の選択肢のうち賛成に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの

(6)～(8) (略)

(情報の提供)

第13条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、第2条第1項第1号に規定する市長が示す時期及び同項第2号に規定する市長が示す区の再編の案に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めなければならない。

(投票運動)

第14条 (略)

つを選択し、それぞれ投票用紙の所定の欄に○の記号を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

(無効投票)

第11条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1)・(2) (略)

(3) 投票用紙の設問1の選択肢のうち賛成に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢に対して○の記号を記載したもの

(4) 投票用紙の設問1及び設問2の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの

(5) 投票用紙の設問1の選択肢のいずれにも○の記号を記載しない場合において、設問2の選択肢に対して○の記号を記載したもの

(6) 投票用紙の設問1の選択肢のうち反対に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの

(7)～(9) (略)

(情報の提供)

第13条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、第2条第1項各号に規定する市長が示す時期及び同項第1号に規定する3区案に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めなければならない。

(投票運動)

第14条 (略)

2 (略)

(住民投票の成立要件)

第15条 (略)

(投票結果の告示等)

第16条 (略)

(投票結果の尊重)

第17条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、同項の期間に、本市の区域内で行われる公職選挙法の規定による選挙（財産区の議会の議員の選挙を除く。）の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、第1項の投票運動をすることができない。ただし、当該選挙について同法の規定に違反しなで行われる選挙運動又は政治活動が、同項の投票運動にわたることを妨げるものではない。

(住民投票の成立要件)

第15条 (略)

2 前項の投票した者の総数には、第11条各号に掲げる無効事由に該当する投票をした者の数を含むものとする。

(投票結果の告示等)

第16条 (略)

2 住民投票が成立し、その結果が確定した場合に前項の規定により告示し、及び通知するときは、開票区ごとの投票結果、無効投票数及び白紙投票数（第11条第4号に掲げる無効事由に該当する無効投票数をいう。）を併せて示さなければならない。

(投票結果の尊重)

第17条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

備考 修正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式を次のように修正する。

別記様式（第10条関係）

| | | | |
|--------|--|--|--|
| | | 年 月 日 執行 | |
| | | 浜松市区の再編に関する住民投票 | |
| | | ○ 注 意 | |
| | | <p>あなたが良いと思う選択肢の上の○をつける欄に○をつけてください。</p> <p>○のほかは、何も書かないでください。</p> | |
| | | 印 | |
| | | <p>【設問1】3区案（天竜区・浜北区・その他の5区）での 区の再編を平成33年1月1日までに行うことについて</p> | |
| ○をつける欄 | | 選択肢 | |
| | | 賛成 | |
| | | 反対 | |
| | | ※設問1で「反対」の場合のみ記入 | |
| | | <p>【設問2】区の再編を平成33年1月1日までに 行うことについて</p> | |
| ○をつける欄 | | 選択肢 | |
| | | 賛成 | |
| | | 反対 | |

備考 修正箇所は、傍線が引かれた部分である。

区再編住民投票条例修正案の提案理由

パブリックコメントの最終案として市が提案した新3区案の賛否を問うことを明確化するため、設問1と設問2の順序を入れ替えるもの。そのため、新3区案については、告示によらず、あらかじめ条例に規定するもの。

また、住民投票は、公職選挙法による選挙とは異なることから、無効な投票をした者や白紙投票の取扱いについて明確にするもの。

- 第2条1項第1号 パブリックコメントの最終案として提案した新3区案の賛否をまず問うべき。次に設問1のみでは明らかにできない他の民意（再編反対及び新3区案以外の再編案）を問うために、設問2を設けた
- 第2条1項第2号 原案では時期の明示が無いため、上記第1号と同様の時期を示した
- 第2条2項 原案の「市長が示す再編の案」は、修正案第2条1項第1号において3区案明示により下線部削除
- 第8条4項 修正案第2条において設問1と設問2の順序を入れ替えたため
- 第11条1項3号 修正案第2条において設問1と設問2の順序を入れ替えたため
又設問1の賛成は設問2の賛成に含まれることは当然であるが、設問1の賛成が設問2の賛成に含まれることによる新3区案以外の区再編賛成の不確定な集計結果を避けるため
- 第11条1項4号 白紙投票を明確にしたもの
- 第11条1項5号 修正案において上記で白紙投票を明確化したため、原案4号の白紙投票以外を明示したもの
- 第11条1項6号 修正案第2条において設問1と設問2の順序を入れ替えたため
- 第13条 原案の「同項第2号に規定する市長が示す再編の案」は、修正案第2条1項第1号において3区案明示により「同項第1号に規定する3区案」に書換
- 第14条3項追記 統一地方選挙の告示日から投票前日までの期間に、投票運動の戸別訪問が選挙活動の禁止に当たる戸別訪問と混同される恐れを排除するため、及び選挙活動または政治活動において区再編に対する考えを表明することを妨げないため
- 第15条2項追記 本市における過去に例のない住民投票条例のため、公職選挙法による選挙と同様に、住民投票においても無効な投票をした者を投票者総数に含む取扱いとすることの確認が必要
- 第16条2項追記 第15条2項と同様に過去に例のない住民投票条例のため、公職選挙法による選挙と同様に、区ごとの投票結果、無効投票数を示す取扱いとすることの確認が必要
また白紙投票数を示すことは区再編に対する民意を拾う意味があるため
- 第17条 市長提案の住民投票条例のため、市長が先に記述されるべき